

「IT競争政策意見募集」

郵政省

電気通信局電気通信事業部

事業政策課「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方に関する意見募集」担当殿

「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方に関する意見」

2000年9月18日

通信産業労働組合

中央執行委員長 岩崎俊

はじめに

通信産業労働組合は、全国34都道府県に組織をもち、電気通信事業に従事するNTTグループで働く労働者で組織している労働組合です。電気通信事業に携わる労働組合として「諮問内容」を検討し、電通労働者の生活と権利を守り、国民のための電気通信事業を守り、発展させる立場から意見をとりまとめましたのでよろしく取り計らいお願いします。

一、「諮問書」にたいする基本的な見解

連日マスコミ紙上をにぎわす「IT（Information and Communications Technology：情報通信技術）革命」の定義が一様でなく、人によってさまざまに当惑していましたが、政府の「ITを活用した社会経済構造の改革」として定義づけ、その推進が緊急の課題として位置づけている点に着目して「IT革命」にかかわる電気通信事業のありようの問題を考えてみたいと思います。

電気通信事業は、「IT革命を推進する原動力となる基幹的産業」として位置づけられています。ITに必要な電気エネルギーを供給する電力産業とならんで、電気通信ネットワークを建設・維持・管理する、いわば「IT革命」を支える基盤産業としての位置づけが重要ではないかと考えます。

まさに日進月歩で発展、変化する情報通信技術が、わが国の国民生活をはじめとした社会経済のあり方に大きな変化、問題提起をしていることは明らかですが、「その恩恵をだれが享受するのか」がいま問われているのではないのでしょうか。その問いかけが「IT革命」といわれるもので、平和と豊かな国民生活のためにつかうのか、それとも財界・大企業の儲け蓄積のツールとするのか、そのせめぎ合いの最中にあるといえます。

1985年電電民営化以降、「競争原理の導入」ということで端末機器の開放、電話料金の認可制度の変更などの「改革」がおこなわれ、NTTの発表でも電話料金の遠近格差は正で数次にわたり約一兆円の料金値下げが実施されたことになっています。しかし、財界・大企業など大口利用者は膨大な通信料金の節減などをはかることができたとしても、一般

利用者にとってはその実感はありません。逆に、基本料金の実質的な値上げや今まで無料であった104電話番号案内料金の有料化、公衆電話料金の値上げ、公衆電話の間引きや営業所窓口の閉鎖など、国民利用者へのサービス低下や負担増などの施策が目立ってきました。

国民の共有財産として発展し、国民生活に必要不可欠となっている電気通信サービスが、人間どおしの会話からコンピュータ間の会話へと急速に発展し、ますます公共的性格が高くなってきているにもかかわらず、資本主義経済市場における競争原理にゆだねようとしているところに電気通信事業をめぐる矛盾の要因をつくっていると思います。情報通信技術の急激な発展が、インターネットや携帯電話の爆発的普及、さらには「通信と放送との融合」などサービスの多様化・高度化を可能にし「IT革命」ブームを呼び込んでいるのであって、その逆ではありません。

利潤獲得にむらがる内外の独占企業間の激しい競争とニーズの変化・発展によって、「市場構造の急激な変化」がすすみ、これが「競争に関する枠組みが必ずしも十分に対応していない」という、現行法、諸制度との矛盾をつくりだしているともみべきです。

私たちは「IT革命」の美名にかくれて展開される企業間、あるいは国家間の激しい「競争」で派生する国民・利用者や労働者への犠牲を最小限に食い止めるための民主的規制と高度に発展する情報通信技術を国民共有の財産として広く享受できる方策を検討すること重要であると考えています。

二、以上の立場から、提起されている検討課題や論点についての意見を申し述べます。

1、ネットワーク構造と電気通信事業の将来像

我が国の電気通信網は国営から公社制度のもとで、6000万を超える電話加入者が近來では「設備負担金」というかたちで、国民みんながお金を出し合って構築されてきました。いわば、国民の共有財産として政府の一元的な管理・運営のもとで発展してきました。

電気通信事業は、国民生活はもとより我が国の産業経済の「神経系統」としてきわめて公共性の高い性格をもっており、電電公社からNTTへと経営形態の移行があったとしても電気通信事業の性格は変わるものではありません。

(1) 政府の通信政策のもとで、電気通信事業と国民の通信の環境がどう変化したのか
90年代に入って携帯電話が爆発的に普及しました。ところがインターネットの加入は、アメリカの1/5、ドイツの半分、韓国よりも低いという状態です。

企業の情報化は不況の中でも情報関連投資が大きく伸びたのに対し、家庭向けの投資が遅れていることです。『通信白書』でも日米比較でみたときの「電気通信」に対する需要割合が「わが国においては事業所向け需要が米国においては家計消費向け事業がそれぞれ高くなっている」と指摘しています。

「家庭への浸透度の引き上げのためには定額料金制度や学割制度の導入」など、

通信コストの引き下げは緊急の課題です。

1985年 NTT が民営化された時には、日本は世界中の民営化・規制緩和路線の流れの中で先陣を切っていたのです。それを郵政省などは誇っていました。政府や財界は、情報通信の発展が日本社会を「知性化する」などとしてきました。ところが携帯電話は“若者の必需品”になるなど爆発的に普及する一方、インターネットは立ち遅れるという、特異な形で情報化がすすんでいます。なぜなのかの掘り下げた検討が必要です。

(2) 日本の通信政策のどこに問題があったのでしょうか。

この間の競争万能主義的な通信政策のもとで、企業向けの大容量・高速通信は確かに安くなったが、国民、家計には高いという料金体系のゆがみがつくられたことです。郵政省がとってきたのは、料金を安くするためには企業間の価格競争が全てだという政策です。ところが実際は、電気通信事業の全分野で競争が起きるわけではなく、参入企業は利益が見込まれる部分にしか新規参入をしません。だから NTT 民営化後の通話料金は、「長距離」「専用線」は下がりました。こちらのほとんどの顧客は企業です。一方、家庭が中心となる住宅用基本料金や公衆電話は逆に値上げされました。新規参入がない、NTT 独占の部分では逆に料金は上がっています。

加入料金、基本料金は NTT の独占料金なのです。そして郵政省はむしろこの値上げを政策的に誘導してきました。それがインターネット利用など国民の中への情報化の活用の足を大きく引っ張っているという状況が出ていると思います。

情報通信基盤整備、インフラ整備について

日本では、情報通信基盤整理という、とにかく何がなんでも光ファイバーの全国網ありき、これが一番先だという政策をずっと続けています。94年の電気通信審議会の答申で「ファイバー・トゥー・ザ・ホーム (FTTH)」構想を2010年までに、全国の家まで光ファイバーで繋ぐ、とっています。

この光ファイバー網の構築は30兆から50兆円の投資になるとされ、インフラ整備自体が“宝の山”だと、いうならば「情報土木」的なところから、通信基盤整備が始められました。95年以降、NTTなどの光ファイバー投資に、利子補給という形での補助金をだしています。最近、郵政省は、光ファイバー網整備状況の地域間格差を明らかにする資料を発表したが、こうした格差是正を口実に自民党は IT

関連整備を公共事業として、その費用を建設国債でまかなう方法をはじめました。(「建設国債で IT 関連整備 自民検討会方針」)これは、これまで NTT の責務であった電話サービスを全国あまねく提供する義務をインターネットなどの高度情報通信サービスでは電気通信事業者に免除するということであり、その分を国債 = 国民の税金で負担しようということなのです。

これは、NTT など独占電気通信事業者、クリームスキミング参入をねらう外資への新たな奉仕策であると同時にダムや港湾から、IT インフラへの新たな公共事業

の「バラマキ」の拡大になります。

もちろん将来的には、光ファイバー網は必要と思われませんが「格差」を口実に、税金を投入してやみくもに敷けばいいというものではありません。いま張りめぐらされている銅線の電話ケーブルを利用したインターネット高速接続技術（ADSL など）の開発も進んでおり、そうしたコスト性も優れた高速連続技術の新たな開発動向も見きわめることも求められています。まさしく、公共事業に五十兆円、社会保障に二十兆円という逆立ちした財政構造の維持の口実として「IT革命の推進」の看板が最大限に利用されようとしています。アメリカと大企業に利便をはかって、そのつけを国民にまわす。七月に決着したNTT接続料金をめぐる日米交渉はIT分野におけるそうした自民党政治の害悪を典型にしめすものでした。

NTTのネットワークは、電話サービスの提供に必要な基本的なインフラであるだけでなく、各家庭や企業がインターネットへ接続するうえでも基本的なインフラとなっています。インターネット関連サービスを含む日本の電気通信市場に参入する際に、NTTのネットワークは、その利用が欠かせないものです。日本の電気通信市場の更なる開放を要求するアメリカは、その一環として、NTTのネットワークの利用料金である接続料金の大幅な引き下げを求めてきました。その実現のために、引き下げに伴うNTTの減収分を電話基本料金の値上げでまかなうという選択肢が提案されたが今回の決着では、この選択肢の検討を2002年までおこなうことを日本政府は約束しています。

さらに今回の交渉では、NTTネットワークの「アンバンドル」の推進も約束しました。無秩序な競争だけにゆだねれば、大都市部における企業向けインターネット接続サービスなど、もうけが期待できるサービスを中心とした参入（クリームスキミング）が促進されることとなります。こうして、現実にはねインターネットを広く国民に普及していくのに必要な料金の引き下げや地域格差のないサービス提供ではなく、アメリカや大企業の便宜のつけが、加入者線基本料金の値上げや、格差拡大として国民に押し付けられようとしているのです。

(3) インターネット、携帯電話の爆発的普及や通信と放送の融合化などによって、通信サービスに対するニーズが多様化し、さらなる高度化への要望とあいまって、通信網への信頼性・安全性の確保、さらには「通信の秘密」、プライバシーの保護、料金の低廉化など、ますます高い次元での公共性が求められています。

したがって、我が国電気通信網が国の一元的な管理・運営のもとでNTT法の主旨にもとづいて運用がなされるべきであることを明確にし、ネットワーク構造のあり方や電気通信事業の将来像について論議すべきだと考えます。

2、NTT法およびNTTグループの位置付けについて

NTT法の廃止、または改正などの意見も出はじめています。国民の情報通信サービス

を行う設備産業としての電気通信網の管理・運営は、国の一元的管理が重要であり、NTTグループ企業に対する国の責任を明確にし、国営または公社制度にもとすべきです。

現行のNTT東西地域会社、子会社である電話、情報機器関係の設置・修理・販売などを行っている「各ME会社」、情報通信サービスの事業の心臓部である「ファシリティーズ会社」などは、直ちに合併することが必要です。

(1) 持株会社方式による問題点

持株会社NTTは、2000年4月12日、「NTTグループ3カ年経営計画」を発表しました。その主な内容は、3年間で売上を10.4兆円から11.5兆円に、経常利益を8000億円から1兆円に、グループ従業員22万人を20万3000人に、そして、総額人件費削減などのコスト削減を徹底して進めるといふものです。

「東・西日本電信電話株式会社」は、持株会社の「計画」の具体化として「中期事業計画」を作成し、実行しています。

具体的な内容は、「街の電話局」と親しまれてきた東・西地域会社の全国の「営業窓口」の1152ヶ所を200ヶ所に削減する。電話など故障受付の拠点を57ヶ所を20ヶ所に広域集約する。東・西会社従業員12万8000人を10万7000人に2万1000人を削減する。そして、賃金、福利厚生関係、企業年金の引き下げなどコストの徹底削減を打ち出しています。

大都市部以外の地方や離島などで働く従業員は、首都圏、大坂などの大都市部へ強制的に配転が押し付けられます。事業所廃止での労働者の雇用問題では、たとえば北海道など広大な地域では、60kmや、80km離れたところへの配転となり、退職するか片道切符の単身赴任かの選択しかないのです。このような状況で、労働者は悩み苦しみ、自らの命を絶つものも多くなっています。また、単身赴任・長時間通勤「2時間から3時間」などで健康を損なう労働者が急増しています。

情報通信のサービスを受ける国民・利用者への影響も大変です。2万1千人削減するためにNTTの全ての職場で人べらしが進められています。その結果、利用者の必要なときにNTTに繋がらない、電話の故障受け付け、電話・インターネット関係などの申し込みなどもすぐに繋がらないなどサービスが低下しています。

「営業窓口」などの大幅な廃止で、地方や離島などでは料金支払い、申し込み、対話しての相談などのサービスが切り捨てられます。国民にあまねく公平な情報通信サービスの提供をしなければならないNTTが、このようにユニバーサル・サービスを切り捨てることは社会的責任をも放棄していることです。

NTTはこのような大幅な人減らしや利用者へのサービスを切り捨てなければならないような財務状況ではありません。NTTグループは2000年3月期連結決算で8250億円の経常利益をあげています。また事業をまったく行わない持ち株会社は、1175億円の経常利益で日本一の超優良企業なのです。

上記に記載したような持株会社NTTの「3ヶ年経営計画」は、郵政省が発表した

「NTTの再編成に関する基本方針」(平成9年12月4)に反するものです。

それは、郵政省が「基本方針」で述べている「利用者の利便の確保が十分に図られる適切な措置」「料金を含むサービス水準を全体として低下させないこと」「サービスの内容に関する問い合わせへの対応等利用者への対応が円滑かつ適切に行われること」の内容がこの計画で切り捨てられるからです。

このようなNTTグループ従業員の雇用や労働条件の改悪、国民利用者へのサービスの切捨ては、この持株会社方式によるNTTの経営姿勢そのものが問題なのです。持株会社NTTの「目的」と「業務」は、「地域会社に対し、必要な助言、あっせんその他の援助を行うこと。」としているにもかかわらず、東西会社をはじめとする子会社(連結決算する会社)の労働条件、雇用問題、業務内容などをすべて支配し統制し、各会社の当事者能力をすべて剥奪する経営姿勢を進めています。持株会社方式は、「公正競争」からいっても、従業員の雇用確保の面からも、国民利用者のサービス確保の面からも、大きな問題を残すことになっています。

(2) いま必要なのは、NTTの経営姿勢を変えることです。「主権在民」の日本国憲法の立場を経営の中に据えることが必要です。「市場経済と市民社会との調和」の立場にたつならば、このような計画はまったく出てきません。

市場経済最優先ではなく、「市場経済への対応」と「市民社会への対応」という二つの立場の調和を実現させる。リストラ万能ではなく、「大企業の民主的規制」は、国民生活の向上と日本経済全体の民主的な発展のために必要です。

ユニバーサル・サービスは発展する情報通信のレベルに合わせ、国民全体が等しく利用できるような安価な料金で提供すること。これはNTT始めこの事業に参入してくる企業のおっている社会的責任です。

株主の利益のみでなく、NTT労働者と利用者と資本(株主)の三者の利益の調和をはかることです。

(3) 人減らし、運営コスト削減で情報通信設備の保守体制が危機的な状況になっています。

民営化後「通信インフラの維持向上」を分担する担当会社としてME(線路設備・交換設備等)、ファシリティーズ(電力・建築等)が発足しました。その後経営効率化のかけごえで毎年3.5%ずつ業務委託費(NTTからの在籍出向者の人件費)を削減してきました。分担会社はその分の人件費が削られるわけですから一般市場での収益をあげることに力を入れNTT設備の保守に携わる人員は減らしつづけ、設備の点検項目の切り捨て、点検回数、期間の延長、間引きと保守の手抜き、下請け化が進み、純粹持株会社のもと更に拍車がかかっています。

この結果、国民へのサービスにどう関わっているのかという点です。113で故

障を受け付けても故障修理に行く人がいない。夜間は作業員の配置はなくなり、勤務時間外の労働者の呼び出しだけの体制に変わってしまいました。

1つの例として、98年10月28日大阪・東淀川ビルでおきた回線停止事故、それは一つの交換局の中の事故が11時間にわたって回線を停止させた。それが埼玉県・所沢の航空管制までダウンさせ、日本中で飛行機が全部飛ばなくなるまでに発展しました。事故の原因は、ヒューズを一本抜いただけ、それが施設が無人体制で別会社TE（現ME）が下請けに作業をさせて、NTTが連携をとる体制がなく、復旧に長時間を要してしまったのです。それは保守の手抜きと下請化という、いまのNTTのやり方が重なって起こったトラブルです。

ITの世界になればより大きな混乱が起こることは目に見えています。どんな電話、回線であろうとも、高度化されたネットワーク網を作っても結局その保全体制がゼロであれば全然それは信頼性が確保できないわけです。

通信が社会的インフラで重要だというのであれば、NTTに対し、公共性を発揮させて、しっかり基準を定めて保守体制を確立させることが必要です。

3、ユニバーサルサービスと利用者利益の確保について

ユニバーサルサービスとは、低廉な価格で、あまねく公平なサービスと定義づけられていますが、その具体的中身が明確になっていません。特に、パブリックサービス、つまり通信の公共性が捨象されてきているように思います。

全国均一な料金で、あまねく公平にサービスが提供されることはもとより、公共の福祉増進に貢献することが肝要です。通信の信頼性・安全性の確保、通信の秘密・プライバシー保護の徹底、災害異常時における通信の確保などは、通信主権の確立と利用者利益につながるもので、電気通信事業者の責務として明確にする必要があります。

(1) 日本政府の通信事業政策が公共性を軽視して、「ユニバーサル・サービス」というものを無視してきたという問題です。

「ユニバーサル・サービス」とは、高度化していく情報通信サービスを、国民全体が等しく利用できるように、(アメリカでは、1996年の電気通信法の改定で「高度な電気通信サービス及び情報サービスへのアクセスが全国全ての地域で提供されなくてはならない」と法律で明確にされています。)安価な料金で提供すべきだという理念です。

政府、郵政省はこの通信事業が持つ公共的性格について完全に事業者任せにして何もしてきませんでした。NTTの宮津社長も、NTT分割法案が国会で審議されているときに“日本では、北海道から沖縄まで電話はいつでもどこでもつながる。入りたければいつでも同じ料金で入れます。だからユニバーサル・サービスなんかはもういいんだ”という趣旨の発言をしていました。要するに“電話さえ繋がればいい”というレベルでしか、ユニバーサル・サービスをみていないのです。

(2) 全国を網羅し、国民生活と国民経済に欠かすことのできない通信サービスを提供する電気通信事業は、他の公益事業と同様に、国の社会的基盤として、非常災害時などにおける秩序維持・ライフラインとしての役割を持っています。また、憲法にも明記された「通信の秘密の保護」は、通信事業に固有の公共性があると考えます。以上の考えから、電気通信事業における「公共性」確保のために、次の内容を具体化しその保障を行うことです。

大きくいえばユニバーサル・サービスには三つの内容があると思います。

その一つは情報弱者（生活困窮者、身体障害者）への対策です。

二つ目が緊急通信です。

三つ目が二十一世紀に向けて、高度に発展していくであろう通信サービスをユニバーサル・サービスとしていかに確保していくか（学校、図書館、医療サービスにおけるアクセス等）という問題です。

(3) 通信労組は以下の点に問題提起します。

第一は、全国どこにいても、電話が利用できること。

第二は、誰でも、収入のない方でも電話を利用できる安い料金であること。

第三は、どこに住んでいても、離島でも、過疎地でも、均質な同じサービスが受けられること。通信技術革新の成果である今後の新しいサービス（高度化していく情報通信サービス）を公平に享受できること。

第四は、料金について、全国で差別的な取り扱いがないこと。国民誰もが全国どこでも同じ料金で、同じサービスが受けられること。特に情報流通の諸サービスについても誰もが、どこでも安い料金で受けられること。

第五は、盗聴などの問題にたいし、プライバシーが完全に守られること。

第六は、緊急災害時にしっかりと役に立つライフラインとしての情報通信ネットワークの役割が果たせること。

第七は、NTT の経営情報が国民に公開され、国民・利用者の参加による監視が、法的に確立されること。

第八は、生活困窮者、身体障害者など情報弱者に対する補助など、きめ細かな援助策を講じること。

第九は、ユニバーサル・サービスに関わる費用負担について、クリームスキミング参入を狙う外資を含め、参入企業の負担で対処する。（利用者負担の上乗せは許さない）

以 上